平成２２年（フ）第７０７号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割68番地５　パナハイツ南幅Ａ201号
債務者　高橋　尚男
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７０８号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割68番地５　パナハイツ南幅Ａ201号
債務者　高橋　公子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７４２号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字葉の木沢山58番地６　Ｄ号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子72番地16　佐々木要人方
債務者　津田　塁子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７５３号
岩手県八幡平市大更第22地割８番地37
債務者　遠藤　セツ
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７８４号
盛岡市川目第16地割95番地９
債務者　下村　篤子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１１０号
山形県酒田市宮野浦２丁目13番12号、前住所宮城県角田市稲置字舛内26番地１
債務者　佐藤　浩章
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第３５３号
福島市丸子字石名田25番地の１　リバティーコートＭ―102
債務者　佐藤　　光
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１９７号
福島県会津若松市幕内東町６番51号、住民票上の住所福島県大沼郡会津美里町字新用地168番地
債務者　平本　省吾
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１９８号
福島県会津若松市幕内東町６番51号、住民票上の住所福島県大沼郡会津美里町字新用地168番地
債務者　平本　節子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第３９５号
群馬県藤岡市本郷903番地１　県住81Ｆ棟136号
債務者　吉岡　英治
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３９９号
群馬県高崎市筑縄町422番地17
債務者　濱野　祐樹
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第６号
群馬県高崎市下斎田町594番地　グリーンヒルズ高崎203号
債務者　西山美喜男
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第８６１号
埼玉県所沢市大字山口746番地の４　ＹＫＳビル202、前住所東京都港区六本木２丁目３番６―702号
債務者　上野章太郎
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８９６号
埼玉県川越市大字今福2735番地１　石ノ森ハイツＡ棟102号室、前住所埼玉県川越市脇田町18番地５　レジデンス植村204号室
債務者　太田　武志
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９２６号
埼玉県富士見市東みずほ台４丁目14番地22
債務者　鄒　　凱笛
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９５０号
埼玉県飯能市大字双柳420番地５　フェリース飯能Ｄ―205
債務者　松本　優子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９９７号
埼玉県ふじみ野市亀久保1683番地55
債務者　佐藤　弘規
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部